

本会議質問(3月6日) 柴田民雄議員

## 市独自に一般会計から繰り入れを行い 県内で一番高い介護保険料を引き下げよ

柴田民雄議員は、3月6日の本会議で、介護保険料の引き下げおよび市独自の減免制度の創設を求め、質問しました。

### 県下一高い介護保険料の引き下げを(柴田議員)

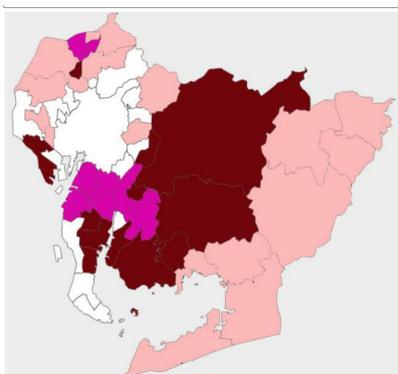
「消費税の引き上げ、介護保険料の年金からの天引きなど高齢者から悲鳴が上がっています」柴田議員は、高齢者の窮状に触れながら、県内で最も高い介護保険料の引き下げを求めました。

「国が禁止してきた一般会計からの繰り入れを国自体が投入するのだから、市としても一般会計からの繰り入れで、独自の介護保険料の引き下げに足を踏み出すべきではないか」と迫りました。

### 介護保険料・利用料減免未実施は少数派

さらに、市民税非課税世帯に対して訪問介護の利用料を半額にしている

#### 介護保険料・利用料減免実施38自治体



■ 保険料・利用料とも減免制度を実施 (12自治体)  
■ 利用料のみ減免制度を実施 (8自治体)  
■ 保険料のみ減免制度を実施 (18自治体)

江南市などの例を示して、市独自の利用料減免を求めました。

なお、県内54市町村の内、介護保険料・利用料とも減免制度を実施していない自治体は、名古屋市をはじめわずか3割16自治体であることをパネルで示して明らかにしました。

### 収入減少の保険料減免制度改善に道筋

続いて柴田議員は、市民から相談が寄せられた「収入減少を理由にした介護保険料減免制度」の問題点について質しました。

相談者は、体調不良でパート勤務を辞め、月27,000円の年金収入のみとなったのに、月6,700円の介護保険料の請求が届き、とても支払えないと減免申請を提出しましたが、申請期限が切れていると却下されました。

柴田議員は、「保険料額を知る前に期限切れ」する理不尽さに抗議し、県介護保険審査会が「名古屋市では状況によって被保険者に不利益となりかねない事例も懸念される」と指摘したことを示し、制度の改善を求めました。

健康福祉局長は、「65歳に到達する6カ月以上前に収入減少理由が生じた納付困難な方にも、減免が適用されるよう、減免申請期限のあり方を検討する」と答え、申請期限の改善に大きく踏み出しました。

加えて、収入減少を理由にした減免制度の適用条件が、申請期限以外にも国保と比べ極めて厳しい条件となっており、改善を求めました。

#### 収入減少による減免制度の比較

	介護保険	国民健康保険
所得見込金額の減少割合	前年の1/2以下に減少	前年の8/10以下に減少
当該年の所得見込金額	100万円	264万円
減額される割合	保険料額を1/2	所得割額を3/10~7/10

## 介護保険の認定申請を行わない65歳の障害者は これまで通り障害福祉サービスの継続を認める

### 障害福祉65歳打ち切りは違法(柴田議員)

続いて柴田議員は、障害者が65歳になると介護保険を優先適用して不利益を受けるいわゆる「障害者の65歳問題」を質しました。

柴田議員は、65歳になった岡山市の障害者が障害福祉サービスを打ち切られたため、サービスの継続を求める裁判で勝訴が確定した事例を示して、障害者福祉サービスを優先すべきだと迫りました。



### 65歳で困らないように対応(健康福祉局長)

これに対し、杉山健康福祉局長は「本市では、介護保険の要介護認定の申請を行わない障害のある方については、生活に急激な変化が生じないよう、これまでと同様の障害福祉サービスの支給決定を行う」とし、「障害のある方が65歳に到達した時に困ることがないように対応する」と答えました。

65歳を迎えた障害者の方で、障害者福祉サービスの継続を打ち切られたり、介護保険への切り替えを強制される例がありましたら市議団にご連絡ください。